

## 大阪市青少年育成功労者表彰実施要領

### 第1 趣 旨

地域において、多年にわたり青少年の健全育成に尽力・貢献した青少年育成者及び団体を表彰し、その活動を更に奨励するとともに、青少年の健全育成について市民の理解と意識の高揚を図るため、大阪市表彰規則（昭和53年大阪市規則第121号）第4条に基づき、大阪市青少年育成功労者表彰を行う。

### 第2 表彰の基準

青少年の育成のための以下の諸活動をおおむね10年以上行っている個人又は団体で、その功績が特に顕著であると認められるもの。

- ア 青少年の育成・指導
- イ 青少年団体の育成・指導
- ウ 非行青少年の善導
- エ 青少年を取り巻く社会環境の浄化
- オ その他、表彰することが適当と認められた活動

### 第3 推薦方法

区長が別紙様式1（個人の場合）・別紙様式2（団体の場合）により推薦する。

### 第4 決 定

被表彰者は、上記第3の候補者の中から市長が決定する。

### 第5 表 彰

表彰は、毎年1回実施し、表彰状交付する。なお、表彰状文例は別添のとおり。

### 第6 表 彰 件 数

1区個人及び団体それぞれ1件

### 第7 そ の 他

この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、平成5年10月1日から施行する。

この要領は、平成6年9月30日から施行する。

この要領は、平成9年12月19日から施行する。

この要領は、平成14年11月29日から施行する。

この要領は、平成15年8月18日から施行する。

この要領は、令和8年1月28日から施行する。

# 表彰状

様

あなたは多年にわたり青少年の  
健全育成に尽力されその功績は  
誠に顕著であります  
ここにこれを表彰します

令和 年 月 日

大阪市長

# 表彰状

様

貴団体は多年にわたり青少年の  
健全育成に尽力されその功績は  
誠に顕著であります  
ここにこれを表彰します

令和 年 月 日

大阪市長